

ツイッター（Twitter）に投稿された前科等に関する記事の削除請求の可否

【文献種別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和2年6月29日
【事件番号】 令和1年（ネ）第4733号
【事件名】 投稿記事削除請求控訴事件
【裁判結果】 原判決取消、請求棄却
【参照法令】 民法2条・198条・199条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571010

立命館大学教授 木村和成

事実の概要

Xは、旅館の女湯の脱衣所に侵入し、建造物侵入の被疑事実で逮捕された。その後、Xは、女性の裸をのぞき見る目的で同所に侵入したとして建造物侵入罪で公訴提起され、罰金10万円に処する旨の略式命令を受けて同罰金を納付した（この時点から、本件一審の口頭弁論終結時まで7年1か月以上が経過している）。

上記逮捕に関する事実は、各報道機関によってインターネット上で報道され、ツイッターでは、氏名不詳者らが、報道機関による本件逮捕に関する記事を転載するとともに、当該報道がされたウェブサイトのURLへのリンクを貼付した記事等を投稿した（以下、「本件各投稿記事」という）。

これに対し、Xは、上記各投稿記事によりXの前科等を公表されない利益や社会生活の平穏を害されない利益が侵害されていると主張して、ツイッターを管理運営するYに対し、上記各利益に係る人格権及び人格的利益に基づく妨害排除請求権に基づき、本件各投稿記事の削除を求めた。

一審（東京地判令元・10・11 公刊物未登載）は、「本件逮捕に関する事実を公表されないXの法的利益は、本件各投稿記事により本件逮捕に関する事実の公表を継続する法的利益ないし必要性に優越する」として、Xの請求を認容した。これに対して、Yが控訴したのが本件である（なお、二審では、プライバシー権は物権同様に排他性を有する権利であり、客観的にプライバシー権が違法に侵害されている状況が存在すれば差止請求が認められるとするXの主張が追加されている）。

判決の要旨

原判決取消、請求棄却。

1 「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となる。本件逮捕の事実も、Xのプライバシーに属する事実であって、みだりに公表されないという法的保護を検討すべきである。」

「……ツイッターは、その検索機能と併せて、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることができる。ツイッターに投稿された記事の削除を命じることは、ツイッター上の記事の投稿及び閲覧並びに付属の検索機能を通じて果たされている、インターネット上の情報流通の基盤としての役割に対する制約になる。」

そうすると、プライバシーに属する事実を含む投稿記事を、ツイッター上に表示し、一般の閲覧に供する行為が違法か否かは、当該事実の性質及び内容、当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、当該投稿記事の目的や意義、当該投稿記事が掲載された時の社会的状況とその後の変化、当該投稿記事において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と各投稿記事を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきものである。そして、Yに対して、ツイッター上の投稿記事の削除を求めることができるのは、比較衡量の結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限られると解するのが相当である。」

2 「本件各投稿記事は、Xが社会的に非難されるべき行為をした事実を摘示するものとして、公共の利害に関する事実に係り、公益を図る目的にあたるものに出たといえる。」

「現時点（本件口頭弁論終結時）においては、広く利用されている検索事業者であるグーグルの機能を用いて検索しても……、本件各投稿記事に関する情報が検索結果として表示されることはない。本件各投稿記事が引用するインターネット上の報道記事も、すでに削除されている……。Xが本件逮捕を理由に就職や交友関係などで不利益を受けたと考えている出来事は、いずれも……刑の消滅前……の出来事であって、グーグルなど一般的な検索事業者の提供する検索機能により本件逮捕の事実が知られたことが原因と推定される。そして、ツイッターの検索機能の利用頻度は、グーグルなど一般的な検索事業者の提供する検索機能ほどには高くないことは、公知の事実である。そうすると、本件逮捕の事実が伝達される範囲はある程度限られ、かつ、本件各投稿記事によってXが具体的被害を被る可能性も低下しているといえることができる。」

「以上の事実を総合すると、罰金の納付……から5年が経過して刑の消滅の効果……が発生し、その後更に3年近くが経過したこと及びXが本件各投稿記事が一般の閲覧に供されることにより各種の社会的な不利益を受ける可能性が消滅したわけではないことを考慮しても、被疑事実の内容や本件各投稿記事が公共の利害に係り公益目的で投稿されたこと、既にグーグルなどの一般的な検索サイトでは本件逮捕の事実が検索結果として表示されることはなく、具体的な不利益を受ける可能性が低下していることなどに鑑みれば、本件において、本件各投稿記事を一般の閲覧に供する諸事情よりも本件逮捕の事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」

3 以上説示したところによれば、「少なくともXが本件訴訟において主張するプライバシー権（本件逮捕の事実をみだりに公表されないこと）が、物権と同様の排他性を有する権利であるとはいえない。」

判例の解説

一 ツイッター投稿記事の削除請求

現在確認できる限りでは、この種の裁判例は10件¹⁾ある。このうち、本件と同じく、ツイッターを運営するYが相手方となったものは、さいたま地決平29・10・3判時2378号22頁のみである（ほかはいずれも投稿者本人が被告）。ここでは、削除請求の対象となったアカウントが、アカウント名や投稿記事等のすべてにおいて、ある著名人本人がアカウントを開設したかのように装い偽った上で、閲覧者に対し、同人が元AV女優であるかのような印象を与えるものであるなどと評価され、アカウント全体が不法行為を目的とすることが明白であるなどとして、「例外的に」アカウント全体の削除が命じられている²⁾。

このように、場合によってはアカウントそのものの削除が認められることもあり、ツイッター投稿記事の削除請求が認められること自体そう珍しいことではない。にもかかわらず、本件が世間の耳目を集めたのは、投稿記事が個人の前科情報を含むものであり、特に一審がXの請求を認容し、当該記事の削除を命じていたからである。以下では、まず、対蹠的な関係にある本判決と一審判決とを比較検討する。

二 ツイッターへの前科情報の投稿とその削除請求

1 削除請求の判断基準について、一審は、「ツイッターに投稿された記事について、ある者の前科等に関する事実を摘示して、そのプライバシーを違法に侵害するとして被告に対し削除を求めることができるのは、当該事実の性質及び内容、当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、前記事等の目的や意義、前記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、前記事等において当該事実を記載する必要性等、当該事実を公表されない法的利益と本件各投稿記事の公表が継続される理由に関する諸事情を比較衡量して、当該事実を公表されない法的利益が優越する場合である」との準則を示した上で、具体的には、「本件逮捕に関する事実を公表されないXの法的利益は、本件各投稿記事により本件逮捕に関する事実の公表を継続する法的利益ないし必要性に優越する」とした。

これに対し、本判決は、「ツイッター上の投稿記事の削除を求めることができるのは、比較衡量

の結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限られる」（下線は引用者による。以下では、これを「明白性要件」という）とし、前科情報を公表された者にとっては一審判決よりも厳しい基準が示された。これは、最決平29・1・31民集71巻1号63頁（グーグル検索結果削除請求事件最高裁決定）が、前科情報に関するグーグルの検索結果削除の可否に関して示した準則——「当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」——を踏襲するものである。

2 この判断基準の相違は、ツイッターに対する評価の相違に起因する。

一審は、ツイッターを「現代社会におけるインターネット上の情報流通において重要な役割を果たしている」ものと評価し、「投稿記事が削除される場合には、投稿者の表現の自由を制約することとなるのはもとより、ツイッターの前記役割が制約されることとなり、公衆による情報の発信や入手にも制約が及ぶこととなる」とする。他方、ツイッターは「利用者の投稿記事を網羅的に収集して投稿日時の順に表示し、利用者が一定の情報を入力して検索をした場合には、前記情報と一致する投稿記事を投稿日時の順に検索結果として提供しているにすぎず、グーグル等の検索事業者による検索結果の提供のような表現行為という側面は認められ」ないことなどから、「ツイッター自体はインターネット上のウェブサイトの一つにすぎず、これが、グーグル等の検索事業者による検索結果の提供のように、インターネットを利用する者にとって必要不可欠な情報流通の基盤となっているとまではいえない」との評価に行き着く。

これに対し、本判決は、ツイッターは「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たして」おり、「ツイッターに投稿された記事の削除を命じることは、ツイッター上の記事の投稿及び閲覧並びに付属の検索機能を通じて果たされている、インターネット上の情報流通の基盤としての役割に対する制約になる」と述べる。これが、最高裁が上記決定におい

てグーグルを「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤」とであると評価したことを意識したものであることは明らかであり、本判決は、ツイッターをグーグルと同列視しているとみてよい。そうすると、ツイッターに投稿された前科情報の削除についても、最高裁が先に示した、前科情報に関するグーグルの検索結果削除の判断基準を踏襲した本判決は、その点でよく理解できるものではある。

三 若干の検討

1 ツイッターの性質と明白性要件

このように、ツイッターの性質に関する評価の相違が、本判決と一審判決との判断の相違に直結している。そうすると、本判決による、ツイッターが「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たして」という評価の妥当性をまず検証する必要がある。筆者はそのための十分な能力を持たないので詳論は差し控えるが³⁾、少なくとも情報「検索」のためにグーグルよりもツイッターを利用する者が多いとは一般には考えにくいから、その点でツイッターとグーグルとを同列視することは妥当とはいえないように思われる。しかし、ツイッターが「インターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」ことも、米国の現職大統領をはじめとする多くの著名人や、わが国の首相官邸など多数の公的な団体が情報発信のために頻繁に利用していることを考慮すれば、これもまた疑いのない事実である。そうすると、ツイッターの投稿記事の削除を命じることがツイッターの上記役割に対する制約になるという本判決の立場は、その点において首肯できる。

もっとも、本判決が、上記最高裁決定と同じく、明白性要件を採用した点にはなお疑問が残る。明白性要件の妥当性については種々の議論があるが⁴⁾、ツイッターには、アカウントさえ作成すれば（作成は短時間で可能）誰もが何らかの情報を容易に投稿することができる上、その投稿された情報の真否が確認されぬままツイッター上で「拡散」されるケースも後を絶たないという事実⁵⁾に注意を払うべきであろう。そうすると、ツイッターにおいては、オフラインの場合よりも、各種の個人情報が安易に投稿され、それが「拡散」されることにより、その個人が回復不可能な損害を被る

可能性もはるかに高いといえる。この観点からすると、「情報流通の基盤」としてのツイッターの意義を高く評価したとしても、本判決のような厳格な要件を課することは妥当とはいえないのではないだろうか。

2 被侵害利益——前科情報は「プライバシー」か

本判決は、前科情報を「プライバシーに属する事実」としており、この点も上記最高裁決定を踏襲するものとみてよいだろう。しかし、今日のプライバシーには、「宴のあと」事件⁶⁾で問題となったような私生活上の事実から、江沢民講演会参加者名簿事件⁷⁾での個人識別情報、そして前科情報まで、必ずしも同質とはいえないものが一括されている（このことは、上記最高裁決定がプライバシーに関する多数の先例を援用していることにも表れている）。そしてこれらはいずれも自己情報コントロールの観点からの説明になじむものであることから、「国民が知るべき公益性のある情報が、本人にとり不都合であるというのみで削除されるべきではない⁸⁾」という指摘や、「そもそも『私』の情報を『私』の都合でコントロールし得る可能性を当然のものと認めるか否か⁹⁾」といった問題提起を生じさせることになる（こうした点への考慮が、判決の要旨3の部分の判断につながった可能性がある¹⁰⁾）。

しかし、前科情報は「プライバシーに属する事実」として、これまでのプライバシー侵害の判断基準で論じることが妥当なものなのであろうか。そもそも本件のように、逮捕当時に報道がなされている場合には、プライバシーの非公知性の基準を充足するかどうか論点となりうる¹¹⁾。そして、何よりも、前科情報の公表は、その本人の社会復帰（再就職等）という意味での更生の妨げになる可能性があることは明らかであり、単なる私生活上の事実や個人識別情報とは質を異にする¹²⁾。そうすると、Xが「プライバシー権及び更生を妨げられない利益」（下線は引用者による）の侵害を削除請求の根拠としたことは、本件の問題の核心を示すものであり、「新しく形成している社会生活の平穏を害されその更生が妨げられないXの利益は、十分保護に値する」とした一審判決の評価は妥当であろう。しかし、被侵害利益の観点から、「更生を妨げられない利益」が（とりわけ犯罪が成年者によるものだった場合）具体的にどのような内

容を有するものなのか、そしてそれはプライバシーとはどのような関係に立つのか、という点についての検討はなお不十分なように思われる¹³⁾。そのことが両者の境界線をより不明確にし、（削除請求が斥けられることにより結果として）更生阻害の一因を成しているとするれば、その検討は喫緊の課題といえよう。

●——注

- 1) 以下、公刊物未登載のものは、LEX/DBの文献番号のみ。
①長野地上田支判平27・1・15(25505657)、②東京地判平27・3・24(25525067)、③東京地判平27・4・28(25525721)、④東京地判平28・1・27(25535407)、⑤東京地判平28・3・17(25534559)、⑥東京地判平28・8・30(25536825)、⑦東京地判平29・7・19(25555843)、⑧さいたま地決平29・10・3判時2378号22頁、⑨東京地判令元・7・29(25581275)、⑩東京地判令2・2・27(25584540)。このうち、請求を認容したのが③・④・⑧・⑨・⑩である。
- 2) ツイッターアカウント全体の削除を命じたのは本決定が初めてのものであり、その後、前掲注1)⑨・⑩が同様の判断を下している。
- 3) この点については、水谷瑛嗣郎「判批」新・判例解説Watch(法セ増刊)27号(2020年)29頁の分析を参照。
- 4) 例えば、村田健介「プライバシー侵害による差止請求権と『忘れられる権利』——最決平29・1・31を踏まえて」岡法67巻2号(2017年)61頁、宮下紘「忘れられる権利」判時2318号(2017年)3頁の指摘を参照。また、後者の理解に対する異論として、大塚直「検索事業者に対する削除請求決定(最決平29・1・31民集71巻1号63頁)に関する考察」L&T84号(2019年)39頁も参照。
- 5) 棟居快行「検索エンジンと『忘れられる権利』の攻防——最高裁平成29年1月31日第三小法廷決定を契機として」法教441号(2017年)46頁の指摘も参照。
- 6) 東京地判昭39・9・28下民集15巻9号2317頁。
- 7) 最判平15・9・12民集57巻8号973頁。
- 8) 宇賀克也「『忘れられる権利』について」論ジュリ18号(2016年)31頁。
- 9) 村田「『忘れられる権利』の位置づけに関する一考察」岡法65巻3=4号(2016年)531頁。
- 10) この点については、大塚・前掲注4)37頁も参照。
- 11) 神田知宏「さいたま地裁平成27年12月22日決定における『忘れられる権利』の考察」L&T72号(2016年)42頁、44頁。
- 12) 根本尚徳「判批」民商154巻1号(2018年)165頁。
- 13) このことは、プライバシー概念をどう構成するかという意味において、プライバシー概念の側にも突き付けられる課題でもある。この点につき、棟居・前掲注5)51頁も参照。